

入札される方へ

- 1 公売参加の手續等については、「公売参加の方法」を御覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」を御覧ください。
- 3 入札当日には、次のものをお持ちください。

(1) 公売保証金（現金又は各執行機関が認める小切手）

※使用できる小切手は執行機関（その財産を公売する市役所）ごとに異なりますので、その財産を公売する執行機関へ事前に御確認ください。

(2) 200円の収入印紙（売却区分番号ごとに必要）

営利法人又は個人の不動産業者として参加する個人が、公売保証金の返還を受けるときに必要となります。

(3) 委任状（代理人が入札する場合に必要）

委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

(4) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書

入札までに陳述書の提出が確認できない場合、入札をすることができません。陳述書の様式は、埼玉県のホームページにてダウンロードが可能です。参加者は、入札当日までに暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しなければ入札することができません。陳述書は令和7年10月14日(火)(必着)までに執行機関あてに郵送で提出してください。提出にあたっては、事前に郵送する旨をご連絡ください。陳述書を受け付けた執行機関から受付票が送付されます。令和7年10月17日(金)までに受付票が届かない場合は、執行機関あてにお問い合わせください。

なお、令和7年10月14日(火)以降に陳述書を提出する場合は、入札日当日に受付で提出してください。

(5) 法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）（原本）

入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）が法人の場合、発行後3か月以内の原本の提出が必要です。

(6) 宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証（写し）

入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。

(7) 買受適格証明書（写し）

入札者（買受申込者）が農地又は採草放牧地の買い受けを希望する場合、その許可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。提出がない場合、入札に参加できません。

4 公売を中止する場合がありますので、入札前に御確認ください。

お問い合わせは、その財産を公売する執行機関へお願いします。

（「お問い合わせ先」を御覧ください。）